

## 令和3年度木造住宅耐震化推進補助事業について

常陸大宮市では、地震災害に対する防災対策のために、木造住宅の耐震診断および耐震改修工事の費用を補助します。

### ○募集概要

番号	対象事業	事業内容・補助額等	募集戸数	募集期間
①	耐震診断	耐震診断士の派遣 (自己負担額2,000円)	2戸(先着順)	令和3年5月6日(木)～ 令和3年11月26日(金) 午前8時30分～午後5時00分
②	耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の4/5の額 (上限1,000,000円)	1戸(先着順)	

※募集期間は、土・日曜日、祝日を除く。

### ○対象住宅

#### ①木造住宅耐震診断士の派遣

市内にある戸建住宅で次の要件のすべてに該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・建築基準法に規定する建築確認を受けているもの(建築基準法第6条第1項に該当しない建築物を含む)
- ・地上階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のももの
- ・木造であり在来軸組工法、伝統的工法および枠組壁工法(ツーバイフォー)によって建築されたもの
- ・店舗等住宅以外の用途を兼ねる場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅のもの
- ・過去にこの制度により耐震診断を受けていないもの
- ・東日本大震災等災害で被災した住宅で、全壊・大規模半壊、半壊の判定を受けていないもの

#### ②耐震改修工事

上記①の条件に加え、以下の要件すべてに該当するもの

- ・耐震改修計画の作成を伴う耐震改修工事であること
- ・耐震改修工事により対象住宅の上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となること

※詳しくは下記に問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

### ○申込資格

- ・上記の対象となる所有者および世帯員が市税等を滞納していないこと。
- ・耐震改修工事を行う場合、茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会受講者または市内に本店、支店または営業所を有する建設業者が施工すること。

### ○申込方法

所定の申込書に必要書類を添付し、本庁都市計画課に提出してください。

**問** 本庁 都市計画課住宅・営繕G ☎52-1111 内線254

## ご存知ですか？常陸大宮市木造住宅建設助成制度

この制度は、常陸大宮市の「林業の振興」と「地域産業の育成」のため、市産材(常陸大宮市内において生産された木材)を使用した住宅建設を推進することを目的に交付される助成制度です。

### ○交付要件

- ①市内に自ら居住するための住宅を建設し、工事完了後速やかに入居できる方
- ②市町村税を滞納していない方
- ③市内の建設業者が施工する住宅であること
- ④市産材を5㎡以上使用する新築の住宅(日常生活機能が整備されていること)であること
- ⑤助成金の申請日から1年以内に建設工事が完了すること

### ○申請

工事着手日の10日前までにすること

### ○助成金額

1㎡あたり4万円(上限は一戸あたり60万円)

### ○申請窓口

本庁2階 農林振興課 農林整備G



**申請・問** 農林振興課農林整備G ☎52-1111 内線205